

【記載例 4】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 2 年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合（繰越控除 1 年目）

- 1 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 2 「繰越損失額」 $\Delta 12,450,000$ 円

《第一表》

収入金額等	所得金額等	所得から差し引かれる金額	税	その他	繰越控除
事業所得 ①	事業所得 ①	事業所得 ①	課税される所得金額 (30)	配当控除 (31)	繰越控除 (32)
不動産所得 ②	不動産所得 ②	不動産所得 ②	上のおのに対する税額 (33)	政治等寄附金等特別控除 (34)	住宅耐震改修特別控除等 (35)
利子所得 ③	利子所得 ③	利子所得 ③	災害減免額 (42)	復興特別所得税額 (44)	所得控除及び復興特別税額の修正 (45)
配当所得 ④	配当所得 ④	配当所得 ④	源泉徴収税額 (46)	申告納税額 (47)	決定納税額 (48)
給与所得 ⑤	給与所得 ⑤	給与所得 ⑤	第 3 期分 納める税金 (49)	第 3 期分 納める税金 (50)	第 3 期分 納める税金 (51)
公的年金等 ⑥	公的年金等 ⑥	公的年金等 ⑥	申告納税額 (52)	決定納税額 (53)	決定納税額 (54)
雑所得 ⑦	雑所得 ⑦	雑所得 ⑦	配当者の会計所得金額 (55)	青色申告特別控除額 (56)	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (57)
その他 ⑧	その他 ⑧	その他 ⑧	未納付の源泉徴収税額 (58)	本年分で差し引く繰越損失額 (59)	平均課税対象金額 (60)
総合課税一時 ⑨	総合課税一時 ⑨	総合課税一時 ⑨	定額・臨時所得金額 (61)	申告納税額に課税する金額 (62)	延納届出額 (63)
一時 ⑩	一時 ⑩	一時 ⑩	源泉徴収税額 (64)	源泉徴収税額 (65)	源泉徴収税額 (66)
総合課税一時 ⑪	総合課税一時 ⑪	総合課税一時 ⑪	源泉徴収税額 (67)	源泉徴収税額 (68)	源泉徴収税額 (69)
一時 ⑫	一時 ⑫	一時 ⑫	源泉徴収税額 (70)	源泉徴収税額 (71)	源泉徴収税額 (72)
社会保険料控除 (13)	社会保険料控除 (13)	社会保険料控除 (13)	源泉徴収税額 (73)	源泉徴収税額 (74)	源泉徴収税額 (75)
小規模企業共済等掛金控除 (14)	小規模企業共済等掛金控除 (14)	小規模企業共済等掛金控除 (14)	源泉徴収税額 (76)	源泉徴収税額 (77)	源泉徴収税額 (78)
生命保険料控除 (15)	生命保険料控除 (15)	生命保険料控除 (15)	源泉徴収税額 (79)	源泉徴収税額 (80)	源泉徴収税額 (81)
地震保険料控除 (16)	地震保険料控除 (16)	地震保険料控除 (16)	源泉徴収税額 (82)	源泉徴収税額 (83)	源泉徴収税額 (84)
基礎控除 (24)	基礎控除 (24)	基礎控除 (24)	源泉徴収税額 (85)	源泉徴収税額 (86)	源泉徴収税額 (87)
雑損控除 (26)	雑損控除 (26)	雑損控除 (26)	源泉徴収税額 (88)	源泉徴収税額 (89)	源泉徴収税額 (90)
医療費控除 (27)	医療費控除 (27)	医療費控除 (27)	源泉徴収税額 (91)	源泉徴収税額 (92)	源泉徴収税額 (93)
寄附金控除 (28)	寄附金控除 (28)	寄附金控除 (28)	源泉徴収税額 (94)	源泉徴収税額 (95)	源泉徴収税額 (96)
合計 (29)	合計 (29)	合計 (29)	源泉徴収税額 (97)	源泉徴収税額 (98)	源泉徴収税額 (99)

申告書 B 第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和 2 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

- 1 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の「所得金額等・合計」⑩欄は記載しません。
- 2 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(48万円)を除いて記載しません。
ただし、損益通算や繰越控除の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

令和 〇2 年分の 所得税及び復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)										F A 〇 〇 5 4	
住所 (又は事業所等) ××市〇〇町1-2-3		フリガナ 氏 名 コクゼイ ハナコ 国税 花子		整理番号		一連番号		第四表(一)			
1 損失額又は所得金額											
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)								⑥4	6,100,000	円	
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④-⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額			
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	⑧	円	⑨5	円		
		総合譲渡				⑨	円	⑩6			
	長期	分離譲渡		円	円	⑩		⑪7			
		総合譲渡				⑪	円	⑫8			
申告書第四表(損失申告用)の記載方法の詳細は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」をご覧ください。											
C 山林											
D 退職											
E 一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡 上場株式等の配当等								⑬2			
								⑭3			
					円	円		⑮4			
F 先物取引								⑯5			
		⑰6 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額	円	⑰7 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	円	特例適用条文					
2 損益の通算											
所得の種類		⑰A 通算前		⑰B 第1次通算後		⑰C 第2次通算後		⑰D 第3次通算後		⑰E 損失額又は所得金額	
A 経常所得	⑰64	6,100,000 円		⑰65 第1次	6,100,000 円		⑰66 第2次	6,100,000 円		⑰67 第3次	6,100,000 円
B 譲渡	短期	総合譲渡	⑰66	1 次通算	2 次通算	3 次通算	4 次通算	5 次通算	6 次通算	7 次通算	
		分離譲渡(特定損失額)	⑰67 △								
	長期	総合譲渡	⑰68								
	一時	⑰69									
C 山林			⑰70							⑰71	
D 退職											
損失額又は所得金額の合計額										⑰72	6,100,000
資産										整理欄	

《第四表(二)》

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(損失申告用)										FA0059				
3 翌年以後に繰り越す損失額										整理番号 □□□□□□□□ 一風				
青色申告者の損失の金額										79				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額										80				
変動所得の損失額										81				
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㉔ 損害金額	㉕ 保険金などで補填される金額	㉖ 差し引く損失額 (㉔-㉕)							
	山林以外	営業等・農業		. .			82							
	山林以外	不動産		. .			83							
	山林			. .			84							
山林所得に係る被災事業用資産の損失額										85				
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額										86				
4 繰越損失を差し引く計算														
年分	損 失 の 種 類				㉗ 前年分までに引ききれなかった損失額	㉘ 本年分で差し引く損失額	㉙ 繰越損失額(繰越損失額-㉘)							
A ____年 (3年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	円	/							
			山林所得の損失											
		____年が白色の場合	変動所得の損失											
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林										
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額												
		雑損損失												
B ____年 (2年前)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失				/							
			山林所得の損失											
		____年が白色の場合	変動所得の損失											
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林										
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額												
		雑損損失												
C 1年 (前年)	純 損 失	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失				/							
			山林所得の損失											
		____年が白色の場合	変動所得の損失											
			被災事業用資産の損失	山林以外 山林										
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				12,450,000						6,100,000	6,350,000	
		雑損損失												
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額					87	円								
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額					88	円								
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額					89	円								
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額										90				
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額										91				
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額										92				
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額										93				
資産										整理欄				

第四表(二) (令和二年分以降用) 第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」
 ㉙欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。